

論文委員会規程

1996年 7月19日制定

1998年 1月23日改訂

2002年 6月28日改訂

2004年 5月14日改訂

2008年 4月 1日改訂

(目的)

第1条 論文委員会は学会定款第5条(2)に関わる事業のうち、論文誌の発行を行う。

(構成)

第2条 論文委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員10名程度により構成する。

第3条 委員長は理事の中から会長が委嘱する。委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 副委員長は理事の中から会長が委嘱する。副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条 幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。幹事、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、特別の事情が生じた場合、委員長、副委員長、幹事及び委員の交代、補充あるいは減員を行うことができる。任期中の交代者の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第7条 幹事は委員長を補佐し、事務を取り扱い、運営の円滑化を図る。

(運営)

第8条 論文委員会は原則として電子メールを用いて行う。必要に応じて会合を開く。

(業務)

第9条 論文委員会は次の業務を行う。

- (1) 論文募集と査読業務を行う。査読業務とは、査読者の決定、査読過程の管理、採否の検討と決定を指す。
- (2) 特集号のゲストエディタ(2名)とテーマを公募するとともに、委員会でも候補者を選出し、依頼する。特集論文の査読業務をゲストエディタに委託する。

(論文の査読)

第10条 論文査読は次のプロセスによって行う。

- (1) 投稿論文は論文委員会が受理した日を受付日とする。
- (2) 一般論文では、委員長(委員長が著者の一人である場合は副委員長)が、論文委員の中から担当委員を指名する。担当委員は査読者2名(ショートペーパーでは1名)を選定する。特集論文では、著者に含まれないゲストエディタが担当委員の業務を行う。査読者は匿名とする。査読期間は原則として1ヶ月とする。(特集号等、特別の事情がある場合はこれよりも短い期限でよい)。

- (3) 幹事及び担当委員（特集論文の場合は、ゲストエディタ；以下同様）は、査読過程の管理をし、期限を過ぎた査読者に対しては督促を行う。督促に応じない場合は、別の査読者を選定するか、担当委員（またはゲストエディタ）が査読を行う。
- (4) 必要に応じ、著者照会を行う（ショートペーパー以外）著者照会は1回のみとする。著者照会の返答期限は原則として1ヶ月とする。期限を過ぎても返答がない場合及び著者から申し入れがあった場合は、取り下げとする。
- (5) 照会后判定とした査読者に、照会返答後、再査読を依頼する。再査読の期限は原則として1ヶ月とする。期限を過ぎた査読者に対しては督促を行い、督促に応じない場合は、担当委員（またはゲストエディタ）が判定を行う。
- (6) 第10条に示す採否判定方法に従い、必要に応じ、担当委員（またはゲストエディタ）が第三査読者を選定する。この場合、担当委員（またはゲストエディタ）自身が第三査読者となることも可とする。

（採否の判定）

第11条 採否の判定は次の方法による。

- (1) 採否判定の責任は、一般論文については委員長、特集論文についてはゲストエディタにある。
- (2) 担当委員（またはゲストエディタ）は、査読者の結果報告に問題がないか確認し、問題がなければ、以下の原則に従い採否の判定を行う。一般論文については委員長は担当委員の判定を確認する。
- (3) ショートペーパーを除く論文の採否判定の原則は以下のとおりである。
 - (3-1) 2名の査読者が採録可の判定をした場合、採録とする。
 - (3-2) 2名の査読者が返戻の判定をした場合、返戻とする。
 - (3-3) 1名の査読者が採録可の判定をし1名の査読者が照会后判定とした場合、あるいは2名の査読者が照会后判定とした場合は、著者照会を行う。著者照会後の再査読の判定結果が採録可と返戻に分かれた場合は、第三査読を実施する。この場合の第三査読の判定は採録可と返戻のいずれかとし、その判定に従う。
 - (3-4) 1名の査読者が採録可の判定をし1名の査読者が返戻の判定をした場合、第三査読を実施する。第三査読者が採録可または返戻と判定した場合はその判定に従う。第三査読者が照会后判定とした場合は著者照会を行い、その後の再査読結果に従う。
 - (3-5) 1名の査読者が返戻の判定をし1名の査読者が照会后判定とした場合は、第三査読を実施する。第三査読者が返戻と判定した場合は返戻とし、それ以外の場合は著者照会を行う。初回査読及び再査読の判定を合わせて2名の査読者が採録とした場合に採録、そうでない場合に返戻とする。
- (4) ショートペーパーについての採否判定の原則は以下のとおりである。
 - (4-1) 査読者が採録可の判定をした場合は、採録とする。
 - (4-2) 査読者が返戻の判定をした場合は、第二査読者を選定し査読を依頼する。第二査読者が採録可の判定をした場合は採録とし、返戻の判定をした場合は、返戻とする。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は1996年7月19日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

- 1 本規程は1998年1月23日より実施する。

(附則)

- 1 本規程は2002年6月28日より実施する。

(附則)

- 1 本規程は2004年5月14日より実施する。

(附則)

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。